

令和5年度 第1回 摂津市立男女共同参画センター運営委員会 要点録

日 時：令和5年7月24日(月)10時～11時15分

場 所：摂津市立男女共同参画センター 交流室

出席者：摂津市立男女共同参画センター運営委員5名（欠席者1名）

事務局：人権女性政策課 職員5名 活動専門員1名 相談員1名

案 件：(1)令和4年度事業報告について
(2)令和5年度事業計画について
(3)その他

配布資料：・令和4年度 事業報告書

- ・令和5年度 摂津市立男女共同参画センター事業計画
- ・令和5年度 男女共同参画市民企画協同事業チャレンジ企画事業決定について
- ・ウィズせつつ7月セミナーガイド
- ・ウィズ通信 vol.33
- ・男女共同参画推進団体の活動紹介

案件(1)令和4年度事業報告について

【利用状況・事業内容】

- ・交流室の利用状況：令和4年度の交流室利用件数合計は445件。稼働率は24%となっており、コロナ前には及ばないものの上昇している。
- ・子どもの一時保育：子どもの一時保育は、前年度延べ66人から、106人と増加している。子育て世代の講座受講を促すためにも、引き続き継続する。
- ・主な講座として「男女共同参画セミナー」があるが、これは「ウィズせつつカレッジ2022」の入学記念講演を兼ねており、118名の参加があった。この講演を皮切りに全10回の「ウィズせつつカレッジ2022」を開催し、延べ157名が参加、修了生は13名となった。修了生のうち4名が、女性人材登録に至った。令和5年度も全10回の講座を開講している。
- ・男女共同参画推進団体の発表の場として「ウィズせつつフェスタ2023」を3日間にわたり開催した。新型コロナウイルスの影響を鑑み、日程が分散したことで少し賑やかさに欠けた印象はあった。令和5年度については、展示を先行して行い、発表・体験は3月9日の1日での開催を予定している。

【アンケート結果】

- ・受講者の男女比は、女性が90%、男性が9%と令和3年度と比較し男性の参加が約3ポイント減少しているが、男性を対象とした「パパを楽しむ！前向き子育て」や「知って得する洗濯豆知識と簡単！キレイに仕上げるアイロン講座」、また、「男性のための肌マネジメントセミナー」には、多くの男性の参加があった。

- ・年齢層の割合は、30代以下が5ポイント増、40代が2ポイント増となっており、若年層の参加が増加傾向にある。
- ・参加回数は、2回以上が5割強とリピーターも多いが、口コミによる新規参加者が一定数みられた。講座内容及び講師についても、「よかった」「どちらかといえばよかった」という声が9割以上であり、満足度は高いものとなっている。

【団体の活動支援】

- ・男女共同参画推進団体の交流会を7月に団体相互の交流を深める場として実施。
- ・令和5年1月に男女共同参画推進団体登録説明会を行い、審査を経て3月に令和5年度の登録団体を決定した。

【情報】

- ・令和5年3月末現在の蔵書数は3,746冊。視聴覚資料は166本。
- ・毎月発行のセミナーガイドでは、講座や企画募集、相談日など案内。年2回発行の「ウィズ通信」は、センターの情報誌として、男女共同参画に関するニュースや話題、国際女性デーに関することや団体活動の紹介をテーマにし、6月と3月に発行。
- ・図書の貸出数は前年比約10%の増加、新規図書登録者数は約2倍の増加となった。コロナウイルスの影響以前の実績を取り戻しつつある状況。ビデオ・DVDの貸出は、年々減少傾向にある。

【相談】

- ・女性のための相談事業として、ウィズせつ女性のための相談室を開設。
- ・DVを含む女性のための様々な悩みについて、相談員が電話や面談を行う総合相談、フェミニストカウンセラーが心の悩みの相談に応じる面接相談(カウンセリング)と、女性弁護士が女性の立場から法律上の問題に応じる法律相談の3形態で相談を実施。
- ・全体の相談件数の推移については、前年度比約20%増となった。中でもDV相談は前年度比9%増、件数としては102件増となっており、DV関係の相談が増加傾向にある。
- ・総合相談件数は721件と前年比約25%増。面接相談、法律相談は、予約制で利用枠が決められていることから、前年実績と大きな変化は見られなかった。
- ・相談の内容は、「精神問題」が最も多く全体の約35%、「離婚問題」が約17%、「人間関係その他」が約10%となった。

・相談事業の予防・啓発を目的としたデートDVに関する出前講座について、各小中学校の養護担当教職員で構成される連絡会議の中で提案及び実施呼びかけを行った。結果、昨年度は中学校5校19クラス641人の生徒が参加した。

【質疑】

(委員) 7月9日に実施予定であった「恋愛にひそむDV～被害者にも加害者にもならないために～」という講座は、実際のところ実施されなかったという解釈でよろしいか。

(事務局) 当初、企画を担当していた活動専門員が「既にDVを受けている人」を受講対象として起案したが、本市の狭い市域においては、顔見知りが集まる可能性も考えられる。そんな状況下の中で、DVにおける被害をカミングアウトすることとなる受講者の心情や身の安全を鑑み、中止という判断とした。

(委員) 中学校のデートDV出前講座について、養護担当教職員で構成される連絡会議とはどのようなものか。

(事務局) 保健の先生が集まって開かれる、毎月の養護部会という会議の場のことである。こちらから打診し、年度初めに開かれる校長会と養護部会の5月開催時に、デートDV出前講座や平和施策等についてPRの機会をいただいている。

(委員) 中学生の間でSNSなどを利用したいじめなどの人権問題が水面下で深刻になっている。ぜひ今後とも出前講座の開催を続けてもらいたい。

(事務局) 令和5年度については、市内3高校へ訪問し、デートDV出前講座をさせてもらえないか打診している。予防の観点から、中・高・大と、一貫した啓発に取り組む予定である。

(委員) 法律相談について、以前から1回限りとあるが、これは変わらないのか。

(事務局) 法律相談については、年度につき1回限りであり、年度が変われば相談は可能。一方で、面接相談については、令和5年度より1人につき10回までという回数制限を設けることとした。長期的に来所している相談者に対し、課題解決に向けての見通しを立てることで相談内容を建設的なものにするねらいと、新規の相談者に対する枠の確保につながると考えている。ただ、カウンセラーとのやり取りの中で、10回以上にはなるが、あと数回で課題解決が可能であるとの見込がある場合については、必ずしも10回で打ち切りとはしない。

(委員) 年度内で10回ということか。

(事務局) 年度ではなく、一人につき10回で試みることにする。

(委員) 相談中、相談者を医療機関につなげるべきだという判断になることや、特定の医療機関などの紹介は行っているか。

(事務局) 特定の機関を紹介することなどはしていない。

(委員) 10回の相談を終えた後、相談できなくなってしまったと思い、精神的に落ち込む相談者が出てきたりする心配があるのでは。

(事務局) 長期的にわたる相談については、カウンセラーでなく女性相談員で対応できるケースも多いた

- め、カウンセラーから回数制限のない総合相談への案内を依頼している。相談内容が変わり、またカウンセラーによる相談が必要と判断される場合は、戻ることも可能。
- (委員) 総合相談では、長期的に女性相談員が対応を継続する事例と、他機関と連携し、必要な資源へとつなぐことができた事例とのどちらが多い傾向にあるのか。
- (事務局) 総合相談においては長期にわたる事例というのはほとんどない。然るべき機関等につなげた後、問題解決に至れば自然と相談終了となる。自身で問題解決し、相談を終えていく相談者もいる。
- (委員) 相談の分類で「精神問題」の相談が最も多いとのことだが、具体的な内容としてはどのような傾向なのか。重い精神疾患を持っている人はいるのか。
- (事務局) 専門機関ではないため、既に精神疾患をお持ちの方の対応はできない。主に、こころの悩みについての相談を「精神問題」として分類している。
- (委員) こころの悩みとなると、「人間関係その他」という内容にも一貫しているとも感じられるが。
- (事務局) 特定の人との関係についての悩みという内容があるようなら、「人間関係その他」として分類している。
- (委員) 女性のための相談室となっていることについて、男性の相談についてはどう対応しているのか。
- (事務局) LGBTQ の観点から、性自認が女性という方であれば対応可能としている。男性のための相談については、市役所本庁にて第4水曜日に行っている男性電話相談と、誰でも利用できる人権なんでも相談での対応としている。
- (委員) 例えば、スポーツ指導者の男性が指導している子どもが悩みを抱えている様子であるため、どうしたらよいか相談したいとなったときには、どの手段を使うのが適切であるのか。
- (事務局) 対面を避けたい場合は男性電話相談、対面での相談の場合は人権なんでも相談を利用していた。
- (委員) 講座等の情報発信について、ホームページの更新以外にツイッターやLINE等のSNSを使うことによる発信の効果についてはどう考えているか。
- (事務局) ホームページについては、市のページに加えてセンター単独のサイトがあり、2か所での更新を行っている。LINEについては、全てのイベントを掲載すると通知数が膨大になるという理由から、規定により一定数の規模があるイベントでないと掲載しないこととなっている。ツイッターは市全体でアカウントを所持していない。
- (委員) 広報については全て市が管轄しているということか。
- (事務局) その通り。広報誌をはじめ、情報発信は基本的に市の管轄である。センター単独で更新しているのはホームページのみである。各SNSでのアカウント作成及び情報発信について、センター単独で行うことはしていない。若年層への広報という点での課題として検討すべきである。
- (委員) 不便だと感じないか。現システムを改善して、幅広い広報につなげることはできないのか。
- (事務局) 市役所各課においてもイベント等の企画・運営をしているが、それぞれが自由に情報発信してしまうと、最終的にどこが收拾をつけるのかという問題があり、一定ルールのもとに広報する必要はあると思う。そのため、現状どこの課においても単独での広報というのは行っていない。

(委員) 他市のセンターの事例で、SNS を利用した発信を独自に行い、一定の効果が出ているところもあるようだが、情報の集約というのは必ずしもしなければならないのか。他市ができて、本市ができないという部分がいまいち腑に落ちないのだが。

(事務局) 現状としては、SNS による単独の広報は厳しい。しかし、若年層をターゲットにした情報発信を進めていくためにも、広報課への積極的な打診が必要であると考えている。

案件(2)令和5年度事業計画について

【講座開催事業】

・「男女平等教育・学習の推進」：6月11日に「プロに学ぶ！男性のための靴磨き入門～身だしなみは足元から！靴を磨いて心を磨こう！～」と題した講座を実施。靴磨きという身近なところから「家事を楽しむ」、「面倒がらず進んで家事に取り組む」きっかけとすることをねらいとした。

7月2日に「みんなで考える子どもの事故防止～夏休み前の今、子どもを事故から守る！～」と題した講座を実施。講師の岡真由美さんとともに、子どもの視界を体験できる「チャイルドビジョン」を使用しながら施設周辺を散策し、身近に潜む危険について学んだ。

・「男女共同参画についての意識形成」：8月20日に「その子の個性を、輝かせる子育て～保育の現場から～」と題した講座を開催予定。固定的な価値観や規範に縛られない、豊かな子育て環境を作ることの大切さについて学ぶ。講師の天野諭さんが考案した、ジェンダーニュートラルなデザインの「個人マークシール」を保育現場で取り入れる活動についてもお聞きする。

9月7日に「在宅緩和ケアの現場から～明日死んでも公開しないために、今やっておきたいこと～」と題した講座を開催予定。在宅緩和ケア専門家の関本雅子さんを講師にお招きし、エピソードを交えて「生きる」ことの意味や、今やっておきたい大切なことを学ぶ。

・「女性に対するあらゆる暴力の根絶」：「ストーカー」をテーマとして、大阪人間科学大学の学生向けに啓発ができないか模索中。大学側の意向もあるが、可能であれば「当センターのミニ講座」と「大阪府警のストーカー防止の講座」の実施を考えている。

【活動・交流支援事業】

・チャレンジ企画事業については、4団体から応募があった。委員にも審査していただき、3企画を採用した。採用された企画については、センターと調整を行い今年度下半期に実施する。一部の団体のメンバーについては、昨年度、講座を受講した方同士が集まり応募に至った。また、現在ジャンプ企画は8企画、ふらっと企画は1企画で、今後も申請があれば随時実施する。

・男女共同参画推進団体による交流会を6月27日にNPO法人シミズシーズ事務局長の柏木様をお招きし、開催した。自分たちの活動について考えるきっかけ、ヒントを得る場とし、グループワークを通じて活

動のアイデアを話し合い、今後の活動に生かせる内容となった。

・ウィズせつつフェスタについては、今年度は従来通り、1日での開催とする方向で検討している。啓発の展示は先行して行うが、「3月9日」の1日での開催を考えている。

【情報収集・提供事業】

・6月20日～26日の男女共同参画週間に合わせたパネル展示をコミュニティプラザエントランスで実施した。

・11月は「虐待等防止キャンペーン期間」の取り組みとして、DV/虐待等防止啓発パネル展を市役所とコミュニティプラザで、また、同月にウィズギャラリー作品展、3月には国際女性デーのパネル展の実施を予定している。

【女性問題相談事業】

・将来、深刻な状況に陥らないために予防の観点が重要であると考えており、若年層へのDV予防啓発として、市内中学校等への出前講座を引き続き実施予定。高校については、市内3校に直接訪問し、出前講座の案内を行った。学校の状況もあるが、今後も折を見て実施に向けて案内を行う予定。今年度も引き続き、大阪人間科学大学と連携したユースリーダー養成講座を、7月から開講している。

【質疑】

(委員) 大人や小学校低学年までの子どもを対象とした講座が多いようだが、中高生をターゲットにした講座を開催し、若年期から男女共同参画について学ぶことができるようするのはどうか。

(事務局) 中・高・大学生への広報については、学校の協力が不可欠である。講座開催の前に、まずはセンターの存在を知り、足を運んでもらうことに注力する必要がある。若年層への広報手段についても検討が必要だが、直近の機会としてセンターが寄稿している大阪人間科学大学の「人権ニュース」の紙面に、講座を含むセンターの情報案内を掲載できないかを検討中である。

(委員) スポーツにおけるジェンダー問題があるが、中高生にとって身近なスポーツというテーマでの講座等を企画するのはどうか。

(事務局) 若年層に働きかけるには大いに検討の余地があるテーマである。新しい視点での講座企画として検討していく。

案件(3)その他

・第2回運営委員会の開催について
令和6年2月頃の前定